

介護保険関係の所得控除等に必要な書類の交付について

① 障害者控除対象者認定証

確定申告などで所得を申告する際に、申告する本人もしくは扶養親族が障害者である場合、一定金額を所得から控除できる制度があります。

基本的には障害者手帳をお持ちの方が対象ですが、

介護保険の要介護認定を受けている方でも対象となる場合があります。

控除を受けるためには、町が発行する「障害者控除対象者認定証」が必要です。

◇対象となる方

65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方で、介護保険の主治医意見書や認定調査票から、身体もしくは精神に一定の障害があると確認できる方。

② おむつ代医療費控除確認証

傷病により寝たきりで医師の治療を受けており、おむつの使用が必要であると診断された場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

控除を受けるためには、要であることを確認できる

おむつ代の領収書と、1年

目は、医師が発行する「お

むつ使用証明書」が必要で

す。2年目以降は、町で発

行する「おむつ代医療費控

除確認証」で医師の証明書

の代用ができます。

◇対象となる方

要介護または要支援の認

定を受けており、概ね6か

月以上寝たきりの方もしく

は同様と認められる方で、

介護保険の主治医意見書か

ら、おむつの使用が常時必

医療券の更新を忘れずに

大気汚染

医療費助成制度

都内に1年（3歳未満は6か月）以上在住の18歳未満で気管支喘息等に罹患しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費（保険適用後の自己負担分）を助成していただきます。有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには、期間満了の1か月前を目安に保健福祉センターの窓口で更新手続きをしてください。

高齢者在宅生活支援助成金給付事業廃止のお知らせ



町では、平成21年度から町独自の事業として、所得

の低い高齢者の経済的な負担の軽減を図り、在宅での

生活の継続を支援していくため、高齢者在宅生活支援

助成金を毎年1回、年度末に支給しておりました。

所得高齢者への支援事業として、介護保険サービス等

利用者負担助成事業、生計困難者に対する介護保険

サービスに係る利用者負担額軽減事業、低所得者保険

料軽減事業が創設され、低所得高齢者への支援が拡充し、また、高齢者支援を

担当する地域包括支援セン

ター職員の増員から高齢者への支援機能が充実したこ

とにより、事業の見直しを行い、令和2年度をもって廃止しました。

今後は、低所得高齢者に限らず全ての高齢者に対し、介護予防事業・フレイ

ル予防事業の充実を図ってまいります。

ご理解くださいますようお願いいたします。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

なお、もも色の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり再度認定を受けられなくなります。

※問い合わせは、東京都福祉保健局環境保健衛生課 ☎ 03(5320)4491

福祉保健課 ☎ 83-2777